

こども家庭庁「こどもデータ連携実証事業の検証に係る調査研究」

成果報告会資料


05_開成町 | こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

2024年3月

実証の背景・目的

*総括管理主体：各担当部局からのデータを組み合わせて判定ロジック等を用いて人によるアセスメントの補助となる判定を行う部局
 *保有・管理主体：教育・保育・福祉・医療等のそれぞれの分野に関するデータを保有する担当部局
 *分析主体：データを分析して総括管理主体が困難な状況にあることを把握するための判定アルゴリズム等を作成する者
 *活用主体：データの提供を受け人によるアセスメントやブッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる者

▼自治体の概要

自治体	開成町（神奈川県）	位置	参加関係者の体制、役割*			
人口	18,824人（2023年8月時点）		総括管理主体	保有・管理主体	分析主体	活用主体
担当部局	開成町子育て健康課子ども育成班		(庁内) ・子育て健康課子ども育成班	(庁内) ・子育て健康課子ども育成班 ・子育て健康課健康づくり班 ・福祉介護課福祉班 (庁外) ・教育委員会事務局学校教育課	(庁内) ・子育て健康課子ども育成班 (庁外) ・分析を担当する事業者	(庁内) ・子育て健康課子ども育成班 ・子育て健康課健康づくり班 ・福祉介護課福祉班 (庁外) ・教育委員会事務局学校教育課

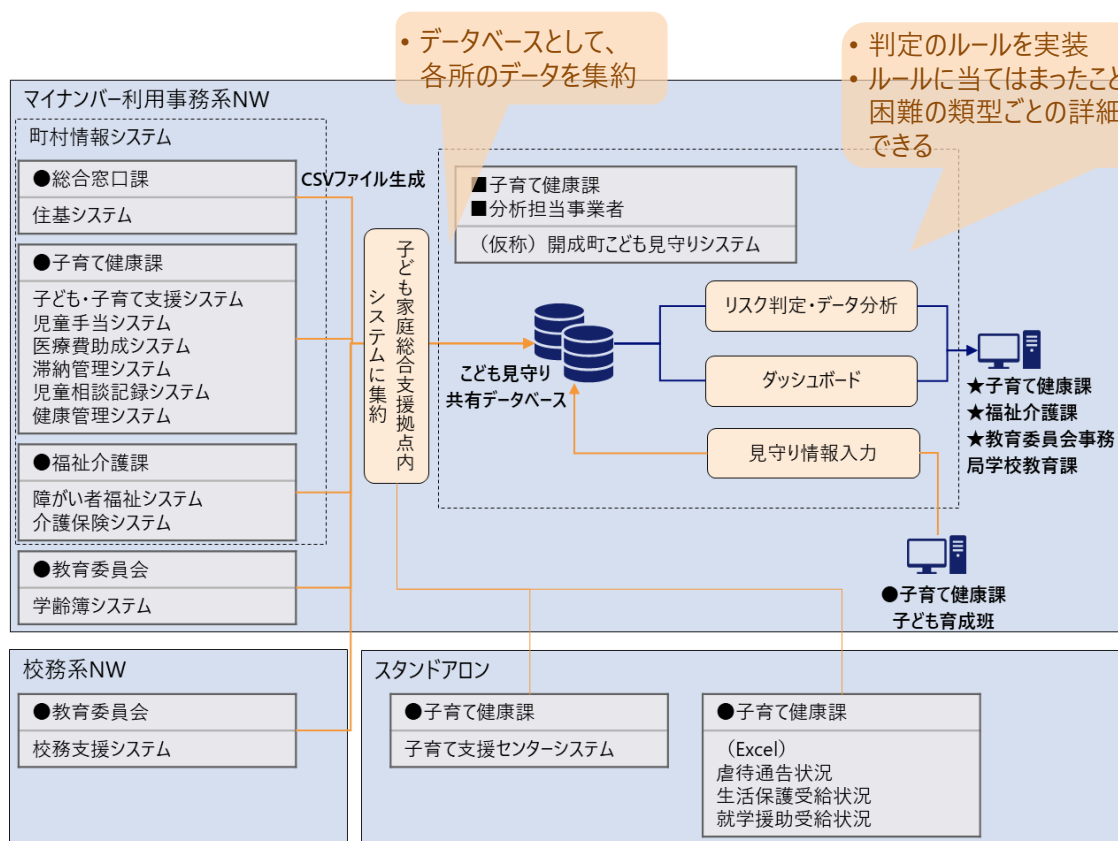
▼本事業の実施概要

背景、目的	<p>背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 開成町は人口が増加しているが、要保護・要支援児童、虐待相談通告件数も増加している状況にある。また、転入世帯の増加により、家庭環境の背景がわからない家庭が増加している。 このような状況において、保健師や社会福祉士の業務負担が増加し、ケースワークの質の確保、情報の連携などで様々な課題を抱えている。 町では各課や所属機関がこどもの育ちに関する情報を個別に保有している。就学前の情報は詳しく把握しているが就学後に引き継ぐ仕組みがない。 <p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 小さい町の強みとしてきめこまかい支援が可能ということがある。加えて、各家庭が抱える問題を、行政等が保有することもに関するデータを連携することで、家庭の要支援リスクを判定、分析・可視化し、支援家庭の早期発見、早期支援につなげ、年齢や所属による切れ目のない支援を目指す。
困難の類型	ヤングケアラー、貧困、虐待、引きこもり、産後うつ、発達障がい
本年度の実施成果	<ul style="list-style-type: none"> 「（仮称）開成町子ども見守りシステム」を構築し、「子ども見守り共有データベース」機能（データの集約）、「ダッシュボード」機能（データの可視化）、「リスク判定・データ分析」機能（課題の早期発見）を実装した。支援活動への一部活用や、運用方法の検討ができた一方、連携できるデータの範囲や頻度には改善の余地があること、特に首長部局外のシステムとの効率的な連携方法を検討する必要があることがわかった。 「リスク判定・データ分析」機能として、各困難の類型への当てはまりを可視化する判定のルールを構築した。専門職の業務負担等を考慮し、困難類型毎に対象者を判定するのではなく、全ての困難類型への当てはまり状況から、優先的に支援が必要な子どもが抽出される判定ルールを作成した。 システムを実際に活用できるよう、職員への説明会・研修会を実施した。その際、実運用を見据えて専門職による“模擬カンファレンス”（専門職が判定結果の妥当性・支援の要否を検討する場）を開催した。判定のルールをあてはめて抽出されたケースを確認し、カンファレンスの進め方や、判定のルールの改善点を検討した。また、給付金の申請勧奨通知という形で、試行的な支援アプローチも行った。

こどもデータ連携の仕組みの構築・システム構成

- 首長部局や教育委員会が保有する情報をシステムに集約した。
- システム画面では、主に以下のダッシュボードが確認できる
 - ①各困難類型に該当するこどもの人数や、それぞれのこどもがどの困難類型にあてはまるか、といった全体の概要を把握するダッシュボード
 - ②困難の類型ごとに判定する際のルール（抽出条件）に各こどもがどれくらいあてはまっているかを詳細に確認できるダッシュボード

本年度実証に係るシステム構成



こどもデータ連携の仕組みの構築・判定基準に用いたデータ項目

- 文献や先行自治体の事例を参考にしつつ、開成町で見守り対象となっている世帯・こどもが抱えるリスク・困難を踏まえて、困難の種類毎に当てはまり状況を推測する判定のルールを決めた。

※前述の通り、困難の種類への当てはまり結果はシステム上で確認できる。なお、システム上で確認した結果をもとに、支援の必要性を検討する想定（次ページ参照）。

※産後うつについては、判定に用いるデータが十分に取得できなく、また産後うつに該当するとされる方のケース（サンプル）もあまりないことから、判定のルールを決めることは難しく、検討はしたものの本年度の最終的な判定のルールでは対象外とした

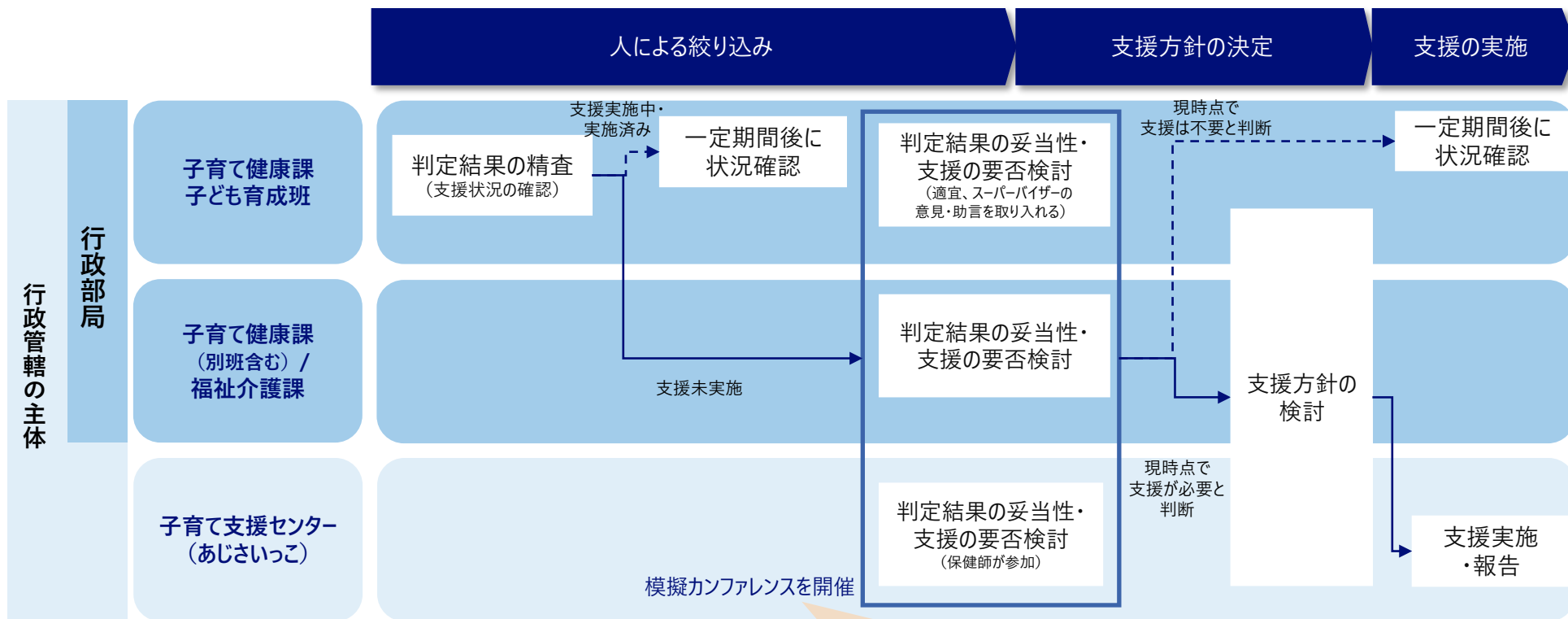
判定のルールに用いたデータ項目 ※◎ = 対応するデータ項目（当てはまる場合、1点として加算）

No	データ項目概要	データ項目名	ヤングケアラー	貧困	虐待	引きこもり	発達障害	産後うつ ※当初案
1	要対協への登録歴がある	要対協			◎			
2	一時保護歴がある	一時保護歴			◎			
3	学校定期健診において専門医療機関による精密検査が必要と判定されている	受診勧告(学校)			◎			
4	(1) 同一世帯人に発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	発達障害/精神	◎					
	(2) 本人に発達障害があり、精神障害者保健福祉手帳を所持している	発達障害/精神				◎	◎	
5	(1) 同一世帯人に障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援受給者証	◎					
	(2) 本人に障害児支援受給者証の発行歴がある	障害児支援受給者証					◎	
6	小・中学校の年間欠席日数が30日以上である	欠席30日				◎		
7	子供の出産前に妊婦健診を一度も受けていない（R4年度出生児）	未妊婦健診						(○)
8	同一世帯人に要介護 介護1～5に当たる人がいる	家族要介護	◎			◎		
9	生活保護受給世帯	生活保護		◎				
10	児童扶養手当受給世帯	児童扶養手当	◎	◎				
11	特別支援学級に在籍している	特別支援学級					◎	
12	ひとり親医療支援を受給している	ひとり親医療費助成	◎	◎				
13	障がい者医療支援を受給している	障がい者医療費助成					◎	
14	就学援助受給（R5年度）	就学援助		◎				
15	直近1年以内に転入歴がある。	転入歴				◎		
16	B18児童相談記録-相談（生活困窮）:世帯	生活困窮相談		◎				
17	B18児童相談記録-相談（障がい者）:世帯	障がい者相談					◎	
18	B18児童相談記録-相談（妊産婦相談）:世帯	妊産婦相談						(○)
19	B67の相談分野/相談種別-相談（児童虐待相談）:世帯	児童虐待相談			◎			
20	B67の相談分野/相談種別-相談（児童相談/養護相談）:世帯	児童相談/養護相談			◎			
21	多子世帯：同一世帯に18歳以下のこどもが3人以上の世帯	多子世帯	◎					
(その他)		対象年齢	◎ (6歳以上)					
		判定基準	3点以上	2点以上	2点以上	1点以上	2点以上	(1点以上)

支援につなぐ取組（未就学児）

- 町内の0歳～18歳のこどもを対象に、判定のルールを適用する。
- 担当部署が判定結果の精査を行ったうえで、専門家を交えて判定結果の妥当性・支援の可否を検討する。今年度は模擬カンファレンスとして検討の場を持つ。
- なお、システムでは困難の種類毎に当てはまり状況が確認できるが、模擬カンファレンスでは全ての困難類型への当てはまり状況から、優先的に支援が必要なこどもを検討する。

データ連携により把握したこども等を支援につなげる取組についての、本年度事業での実施フロー（未就学児）

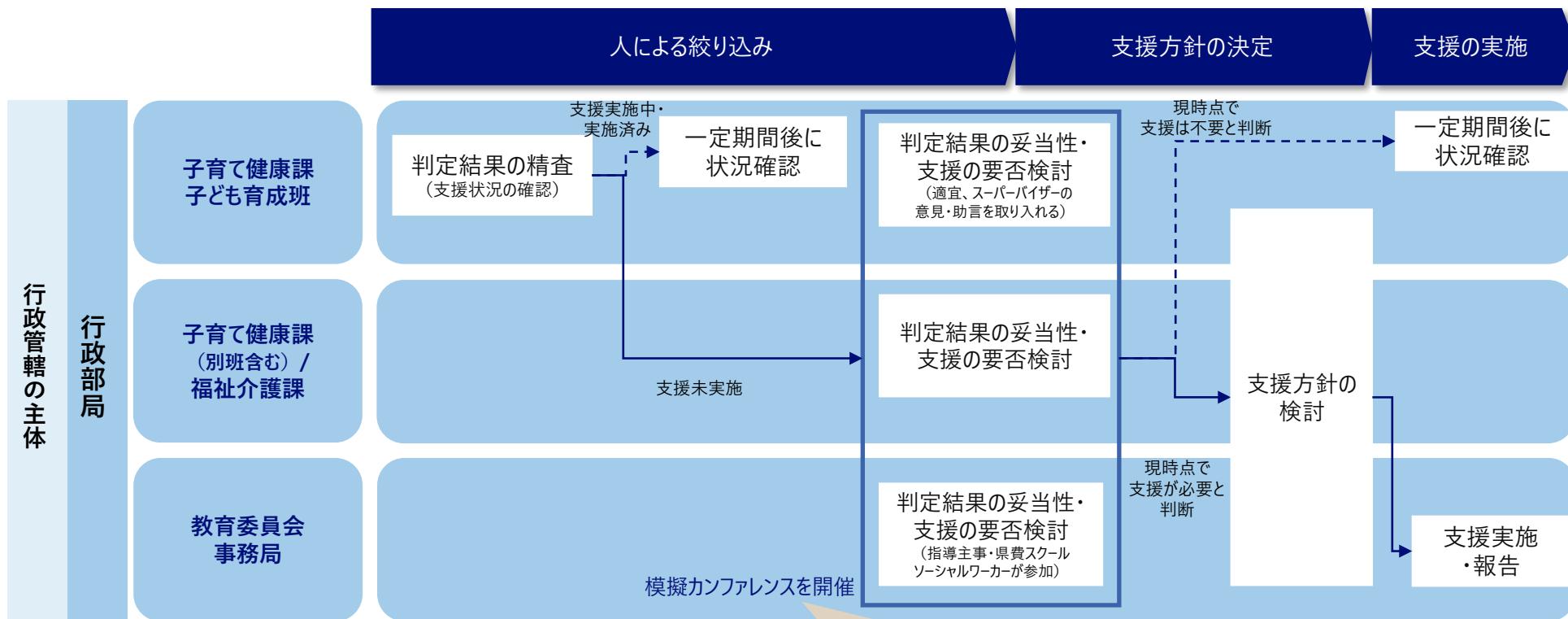


- 次年度以降の本格運用を目指し、業務での活用方法や実運用の流れ等を検討

支援につなぐ取組（就学児）

- 全体的な流れについては、未就学児と同様。
- 就学時については、関係者として教育委員会事務局が関与する想定

データ連携により把握した子ども等を支援につなげる取組についての、本年度事業での実施フロー（就学児）



- ・ 次年度以降の本格運用を目指し、業務での活用方法や実運用の流れ等を検討
- ※ただし、今年度は主に未就学児について検討

結果（関連性のあるデータ項目、検証の変遷）

- 貧困では、「生活保護世帯」、「児童扶養手当受給」、「就学援助世帯」、「生活困窮相談記録有」が関連性のあるデータ項目と考えられる。
- 虐待では、「児童虐待相談記録有」、「要対協登録歴有」が関連性のあるデータ項目と考えられる。
- 発達障がいでは、「精神障害者保健福祉手帳所持（こども）」、「障害児支援受給者証の発行歴有」が関連性のあるデータ項目と考えられる。

困難の種類と関連性のあるデータ項目の分析結果

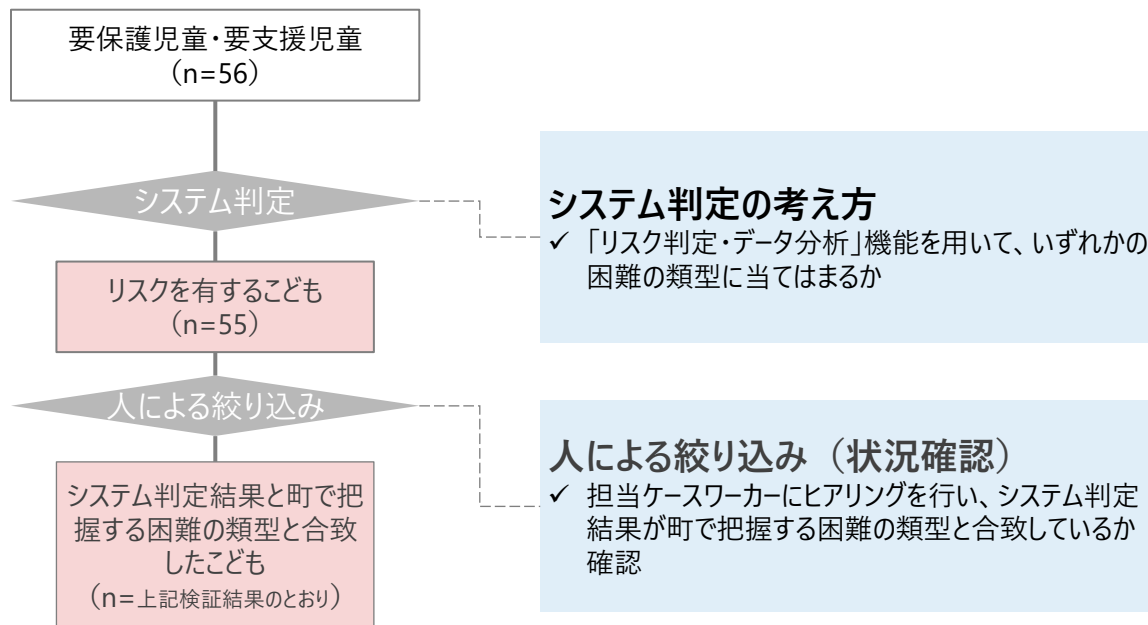
- ・ 「システム判定でリスクを有するこども」として抽出かつ要保護児童・要支援児童のうち町で把握する困難の種類と合致したこどもが当てはまっていたデータ項目を確認

関連性のあるデータ項目	関連性が高いと判断した理由
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・児童扶養手当受給 ・就学援助世帯 ・生活困窮相談記録有（貧困） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム判定結果と実態が合致
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待相談記録有 ・要対協登録歴有（虐待） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム判定結果と実態が合致
<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳所持 ・障害児支援受給者証の発行歴有（発達障がい） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ システム判定結果と実態が合致

※他にも、関連性のあるデータ項目はあるものとするが、特に着目することが望ましいと考えるものを抜粋。

- 町内の要保護児童・要支援児童56名を最終的な判定のルールにあてはめた（2024年3月実施）。
※判定自体は開成町の0～18歳のすべてのこども（3,329人）に対して行ったが、検証は要保護児童・要支援児童に限定して実施
- リスクを有する（いずれかの困難の種類に当てはまる）と判定された55名のこどもについて、判定結果が町で把握する困難の種類と合致するか検証した。
- 検証の結果は下記のとおり。
 - 「ヤングケアラー」と判定された1名のうち、町でもヤングケアラーと把握していたこどもは0名だった。
 - 「貧困」と判定された16名のうち、町でも貧困と把握していたこどもは15名だった。
 - 「虐待」と判定された34名のうち、町でも虐待と把握していたこどもは24名だった。
 - 「引きこもり」と判定された3名のうち、町でも引きこもりと把握していたこどもは0名だった。
 - 「発達障害」と判定された1名のうち、町でも発達障害と把握していたこどもは1名だった。

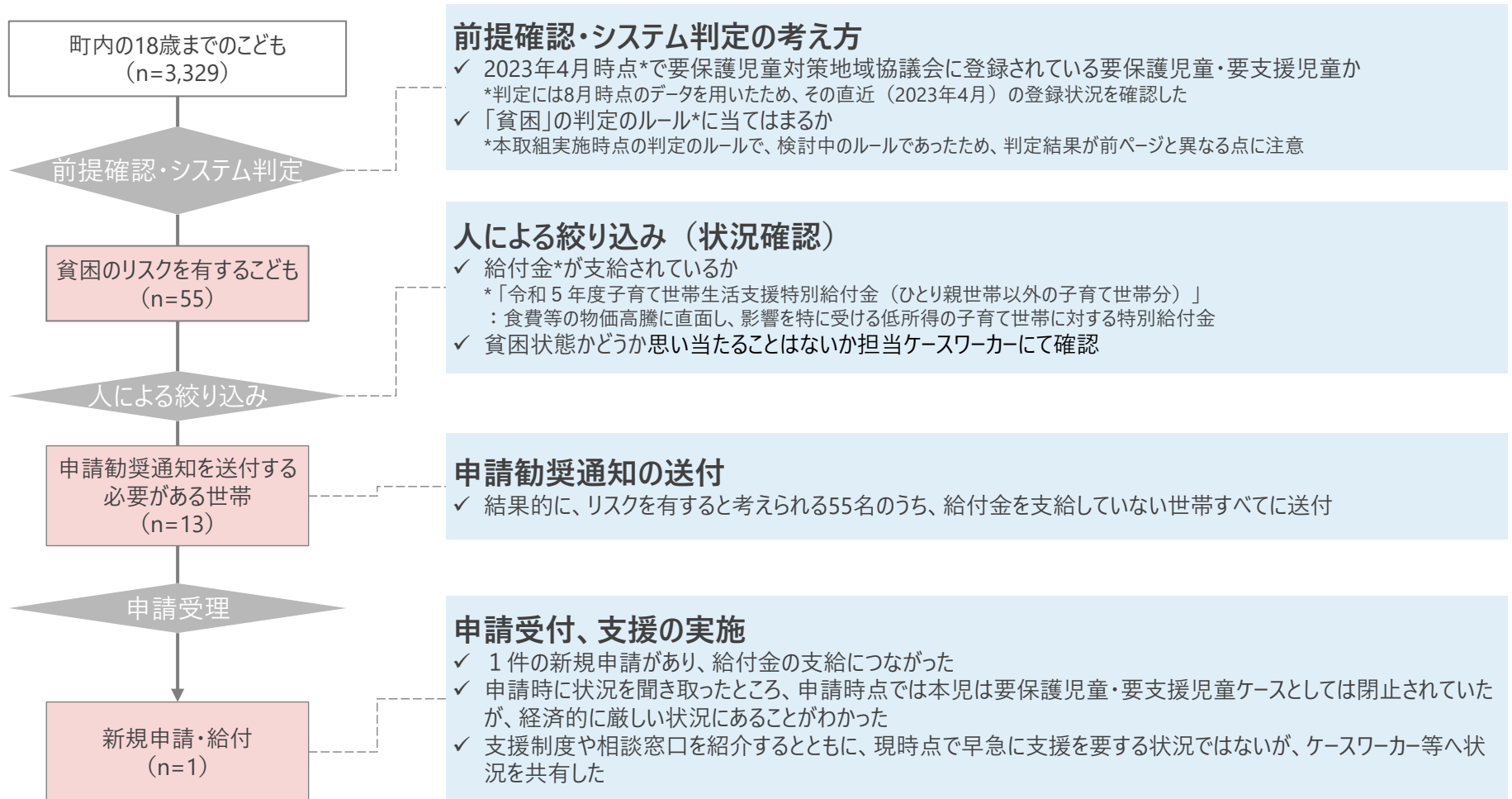
開成町における検証の変遷



試行的な支援アプローチ

- 試行的な支援アプローチとして、要保護児童・要支援児童で「貧困」のリスクがあると判定されたこどもの父母等に、関連する給付金の申請勧奨通知を送付した
- 1件の申請につながり、またその過程で対象者の困りごとをキャッチし、見守りの強化をすることにつながった。

給付金の申請勧奨通知送付の流れ（2024年1月実施）



考察・まとめ

(1) 人口規模の小さい自治体では、分析や効果検証時等のデータ量が不足する。

- 実証事業を複数の市町村間で連携実施することで、データ分析や効果検証の精度を高めることができ、コスト削減も見込める。

(2) 支援の要否は多角的な視点で検討する。

- システムによる機械的な判断が必ずしも適切であるとは限らない。
- 例えば、システムによるリスク判定の結果とこどもの実際の状況が一致している場合であっても、こどもやその家族等が問題と認識していない場合もある。
- 家庭問題は表にでにくく、実態把握が難しいため、こどもや保護者との関係づくりや所属先への繰り返しのヒアリング等、長期目線での支援を要する場合がある。